

委託研究取扱規程

日本建築学会東北支部

平成14年11月25日常議員会決定

(総 則)

第1条 本支部が、外部からの委託申し出によって、研究・調査・試験等（以下「委託研究」という。）を受託する場合は、この規程によるものとする。

第2条 委託研究は、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発展に寄与し、かつ高度の学識経験を要するものと認められるものでなければならない。

(受託の諾否)

第3条 委託研究の諾否は、委託者より提出された委託研究依頼書に基づいて審査の上、常議員会が決定する。

依頼書にはつぎの事項が記載されていなければならない。

- (1) 委託機関の名称および法人の種別または組織
- (2) 委託研究の名称
- (3) 委託研究の目的および内容
- (4) 委託研究の実施期間
- (5) 委託研究費
- (6) その他必要と認められる事項

(研究担当委員会)

第4条 委託研究の実施は、支部研究委員会の部会、あるいは特別に設置した委託研究特別部会（以下「研究担当部会」という。）がこれに当たる。

(契 約)

第5条 委託研究を受託したときは、研究担当部会の責任者は委託者と協議のうえ、委託契約書を作成し、委託者、受託者おのおのその1通を保有するものとする。

2. 契約の受託者は支部長とし、研究実施の責任者は研究担当部会の責任者とする。

契約書には、つぎの事項を記載しなければならない。

- (1) 委託研究の名称
- (2) 委託研究の目的および内容
- (3) 委託研究の実施期間
- (4) 委託研究費
- (5) 前号の委託研究費の支払い条件等に関する事項
- (6) 報告書に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

(報告書)

第6条 委託研究が終了したときは、研究担当部会は報告書を作成し、委託者および常議員会に提出する。

(成果の取扱い)

第7条 研究成果を公表する場合は、あらかじめ委託者と協議するものとする。

(委託研究費)

第8条 委託研究に要する経費は、これを分けて直接経費と一般経費とする。

2. 一般経費は、委託研究費総額に対して、次に掲げる率を乗じて算出した金額とする。

500万円以下の場合 100分の15

500万円を超え1,000万円以下の場合 100分の12

1,000万円を超える場合 100分の10

3. 委託研究費は、原則として前納されるものとする。

4. 委託研究が完了したときは、研究担当部会は委託研究費の精算を行うものとする。

(記 録)

第9条 本支部は、委託研究ごとに帳簿を備え付け、受託契約等の年月日および金銭出納の明細、その他必要事項を記録保管するものとする。

付 則

1. この規定には科学研究費等の補助金の取扱いは含まれない。

2. この規程に明記されていない事項については、委託者と協議のうえ定める。

3. この規程は、平成14年11月25日より施行する。